

京都総合法律事務所メールマガジン 2023年9月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

全国 1000 万人の阪神ファンの皆様、優勝おめでとうございます！！

何があっても「でも阪神優勝したしなー」で許せるハッピーアワーが続きますね！

日曜劇場「VIVANT」は野崎守（演：阿部寛さん）が最後までこっち側のままで一安心でした。考察に励まれた皆様、お疲れ様でした！監督の頭の中にはシーズン3まであるということなので、一緒に続編を心待ちにしましょう。

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

### ポイント解決！そこが知りたい労務相談

### 30の悩みをずばり解決！（経営書院）

1日1つずつ読めば30日でイカンジの労務担当になれると思います。

私の労務能力もワンランクアップしました！

#### ★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして30の具体的な質問にQ&A形式で解説

[https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref\\_=cm\\_sw\\_r\\_apan\\_dp\\_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F](https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F)

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です！

#### <目次>

【1】皆様への情報提供

【2】当事務所のサービス案内

- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

---

## 【1】皆様への情報提供

---

### ★セミナー★

【2023年10月25日（水）13時30分～14時30分・リアル】

テーマ：改正旅館業法を駆使した宿泊客対応とそのための事前準備

担当：弁護士 前田宏樹

会場：QUESTION（京都信用金庫河原町支店のビル）4F セミナールーム

費用：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

概要：宿泊業をはじめ様々な企業の顧問弁護士としてクレーム対応に携わってきた前田弁護士が「改正旅館業法」を駆使した宿泊客対応とそのための事前準備を解説します。

申込先：<https://kyotosogo-law.com/post-4904/>

【2023年11月15日（水）10時00分～11時00分・リアル】

テーマ：ざっくりわかる法務デュー・デリジェンス、労務デュー・デリジェンス入門

担当：弁護士 野崎隆史

会場：ホテルオークラ京都 会議室

費用：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

概要：M&Aの際に必須となるデュー・デリジェンス。京都総合法律事務所では、各弁護士の得意分野とマンパワーを武器に、PMI（M&A後の経営統合）も見据えた本当に役立つデュー・デリジェンスを志向しています。

今回はモーニングセミナーとして、デュー・デリジェンスのイメージやスケジュール感等を中心に、ざっくり1時間でお伝えします。

今回はモーニングセミナーとして、デュー・デリジェンスのイメージやスケジュール感等を中心に、ざっくり1時間でお伝えします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2023年12月5日（火）13時00分～14時00分・オンライン】

テーマ：今日から使える契約書チェックの実務

担当：弁護士 野崎隆史

会場：Zoom ウェビナー

費用：無料

概要：弁護士がどのような目線で契約書チェックをしているのかをご説明した後、売主側ならどうなるか、買主側ならどうなるか、サンプル条項をベースに契約当事者のそれぞれの目線で具体的な修正条項をお示しします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

#### ◆労務◆

##### 【未払賃金】

2023年8月、東京地裁立川支部が、サカイ引越センターに対し、3人分の未払賃金社会計約1570万円の支払いを命じたようです。出来高払制にしていた業績給について、サカイ引越センターの業績給の一部は従業員の自助努力が反映されるものとなっていなかったと判断し、未払賃金の存在を認めました。

業績給は運送業界で広く採用されていますし、当事務所でも会社側・従業員側の双方で同種事案を多数扱っていますので、ぜひお早めにご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

##### 【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンこと伊山弁護士のポストの中から、私がセレクトした超有益ポストを3つご紹介します。

[https://twitter.com/richaso\\_law](https://twitter.com/richaso_law)

#### <固定残業代>

界限で話題の固定残業代についても、すっぱり解説させていただいております。

- ①固定残業代を導入しても残業代計算自体は必要
- ②実労働とズレが大きい想定残業時間の設定は要注意
- ③「対価性」の要件にピンとこないとハイリスク
- ④制度設計を間違えれば、べらぼうな追い銭になる  
ってな感じです。

#### <相談しやすい雰囲気と安全配慮義務>

どんな職場でもお仕事を「任される」ということがあるのですが、「丸抱え」だと潰れてしまうということもあるわけで、そんなときは相談したり、支え合ったりが是非欲しいと、大抵は思うわけです。ただ、気弱な人にはそれができず、また上司や同僚が話しづらいとなると、これがなかなか難しいと(つづく)

相談等が現にない中、相談しにくい雰囲気を察して、上司の方からどこまで対応せねばならんのかは難しい問題で、これが安全配慮義務の問題にまでなるとなおさらですが、普段からの接し方が厳しすぎると評価されると、「それがダメだった」とされてしまうリスクもあるようでございます(新潟地判 R4.11.24)

#### <労働条件明示と異動>

色々な部署のある事業所で正社員採用された場合、異動があり得るのは通例で、例えば当初にシステム課採用とされたとしても、コンピュータ関係の職種限定採用だったとは当然には認められんわけです(大阪地判 R5.3.31)。ただ今後は「変更の範囲」として労働条件明示しておかないとマズいとお心得ください

#### 【心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正】

厚生労働省が「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正しました。

改正のポイントは次の3点です。

### ①業務による心理的負荷評価表の見直し

具体的出来事に「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）と「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加。心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充（パワーハラスメントの6類型すべての具体例の明記等）

### ②精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

### ③医学意見の収集方法を効率化

専門医3名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き1名の意見で決定できるよう変更

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34888.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34888.html)

### 【令和5年7月20日最高裁判例（名古屋自動車学校事件）の解説動画】

同一労働同一賃金（均衡均等待遇）に関する注目の最高裁判例については、伊山弁護士による解説動画を見ていただき、最高裁判例を踏まえた実践として8/31のセミナーに進んでいただくのがお勧めです。

[https://www.youtube.com/watch?v=NvU\\_3lEmCuM](https://www.youtube.com/watch?v=NvU_3lEmCuM)

### 【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

「ハラスメントを受けています！」そのとき会社がやるべきこと、やってはいけないことを伊山弁護士が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

## ◆コーポレートガバナンス◆

## 【企業買収における行動指針】

経済産業省が「企業買収における行動指針」を公表しました。

上場会社の経営支配権を取得する買収一般において尊重されるべき3つの原則が示されました。

## 第1原則：企業価値・株主共同の利益の原則

望ましい買収か否かは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるかを基準に判断されるべきである。

## 第2原則：株主意思の原則

会社の経営支配権に関わる事項については、株主の合理的な意思に依拠すべきである。

## 第3原則：透明性の原則

株主の判断のために有益な情報が、買収者と対象会社から適切かつ積極的に提供されるべきである。そのために、買収者と対象会社は、買収に関連する法令の遵守等を通じ、買収に関する透明性を確保すべきである。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831003/20230831003.html>

## 【中小 M&amp;A ガイドラインの改訂】

中小企業庁が「中小企業 M&A ガイドライン」を3年ぶりに改訂しました。

改訂のポイントは次のとおりです。

- ① 仲介者・FA の手数料の整理
- ② M&A 専門業者の質の確保・向上に向けた取組
- ③ 仲介契約等の締結前の書面による重要事項の説明
- ④ 直接交渉の制限に関する条項における留意点

<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230922004/20230922004.html>

## ◆知的財産◆

## 【商標権侵害】

「ドンペリ白」（ドン・ペリニヨンヴィンテージ）に「ドンペリゴールド」（ドン・ペリニヨン・レゼルヴ・ドウ・ラベイ）のラベルを貼り付けてリサイクルショップに売った男性が逮捕されました。

この偽物のドンペリゴールドを2本約20万円で購入した広島男性が警察に相談し、警察がフランス企業に鑑定を依頼した結果、ドンペリ白であることが判明したとのこと。

違いがわかる男になりたいです！

## 【著作権侵害】

新聞記事の著作物性に関する注目の裁判例（つくばエクスプレス事件）を弁護士小山田桃々子が解説しました。

<https://kyotosogo-law.com/post-4875/>

## ◆ホテル業・観光業◆

## 【改正旅館業法】

令和5年6月7日に改正旅館業法が可決、成立し、同月14日公布され、カスタマーハラスメントに対する対応として、迷惑客の宿泊を拒む根拠規定が定められたことです。

冒頭でご案内した10月25日の前田弁護士のセミナーの予習としてこの解説をご覧ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-4884/>

## ◆広告規制◆

## 【10月1日からステマは景品表示法違反】

2023年10月1日からステマは景品表示法違反です。運用基準とガイドブックを確認し、準備は万全に！

京都総合法律事務所の広告チェックサービスは、リスクチェックから代替表現まで、予算に合わせて広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

<運用基準で示されている OK な例>

- ・「広告」、「宣伝」、「プロモーション」、「PR」といった文言による表示を行う場合（ただし、これらの文言を使用していたとしても、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっていると認められない場合は規制対象となるため、これらの文言があれば大丈夫というものではないことに注意が必要）。
- ・「A社から商品の提供を受けて投稿している」といったような文章による表示を行う場合

ガイドブックはこちらからダウンロードできます。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/stealth\\_marketing/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing/)

#### ◆消費者契約◆

##### 【消費者契約法の逐条解説】

消費者庁が消費者契約法の逐条解説をアップデートしました。

今年6月施の改正消費者契約法で、取消対象（4条）に、「消費者を任意に退去困難な場所に同行して勧誘」、「契約締結の相談を行うための連絡を、威迫する言動を交えて妨害」、「契約締結前にサービスを提供、または目的物の現状を変更して、原状回復を困難にする」等が追加され、消費者にとって一方的に不利益な消費者契約の条項の無効（8～10条）に、「事業者の軽過失による損害賠償責任の一部を免除する条項であって、軽過失に限定して適用されることを明らかにしていないもの」が追加されましたので、これにあわせたアップデートです。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/annotations/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/)



---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

### 【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

<https://kyotosogo->

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

#### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

#### 【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置

③ 研修の実施

④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

#### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

---

### 【3】セミナー情報

---

【2023年10月25日（水）13時30分～14時30分・リアル】

テーマ：改正旅館業法を駆使した宿泊客対応とそのための事前準備

担当：弁護士 前田宏樹

会場：QUESTION（京都信用金庫河原町支店のビル）4F セミナールーム

費用：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

概要：宿泊業をはじめ様々な企業の顧問弁護士としてクレーム対応に携わってきた前田弁護士が「改正旅館業法」を駆使した宿泊客対応とそのための事前準備を解説します。

申込先：<https://kyotosogo-law.com/post-4904/>

【2023年11月15日（水）10時00分～11時00分・リアル】

テーマ：ざっくりわかる法務デュー・デリジェンス、労務デュー・デリジェンス入門

担当：弁護士 野崎隆史

会場：ホテルオークラ京都 会議室

費用：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

概要：M&Aの際に必須となるデュー・デリジェンス。京都総合法律事務所では、各弁護士の得意分野とマンパワーを武器に、PMI（M&A後の経営統合）も見据えた本当に役立つデュー・デリジェンスを志向しています。

今回はモーニングセミナーとして、デュー・デリジェンスのイメージやスケジュール感等を中心に、ざっくり1時間でお伝えします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2023年12月5日（火）13時00分～14時00分・オンライン】

テーマ：今日から使える契約書チェックの実務

担当：弁護士 野崎隆史

会場：Zoom ウェビナー

費用：無料

概要：弁護士がどのような目線で契約書チェックをしているのかをご説明した後、売主側ならどうなるか、買主側ならどうなるか、サンプル条項をベースに契約当事者のそれぞれの目線で具体的な修正条項をお示しします。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

---

【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.14 を発行しました。

●特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

<https://kyotosogo-law.com/post-4460/>

---

## 【5】編集後記

---

2023年9月号、いかがでしたか？

阪神タイガース。9月のラストスパートは見事でした。まさか球団史上最速Vとは。横田慎太郎さんの登場曲だったゆず「栄光の架け橋」でマウンドに向かうクローザー岩崎優投手。甲子園の大合唱に鳥肌が止まりませんでした。

ウィングボールがセカンドに舞い上がり、今年セカンドへのコンバートが大成功した中野拓夢内野手の手に。歓喜の瞬間の後、横田さんのユニフォームをマウンドに届ける梅野隆太郎捕手、そのユニフォームとともに胴上げされる岩崎投手。

これだけで1万字書けそうです。

ところで、阪神ファンは本当に全国に1000万人もいるのでしょうか？

ネット検索したところ、三菱UFJリサーチ&コンサルティングとマイクロミルの調査結果（2022年）では阪神ファンの数は404万人、巨人ファンが373万人、広島ファンが214万人とのことでした。

これだと1000万人に足りないのではほかの調査結果も探してみたところ、デイリースポーツの記事で、阪神球団によるネット調査に基づく推計では930～1000万人（2015年）というものを発見しました。

もっと大きな数字はないか探してみると、阪神優勝による経済効果を試算している関西大学の宮本勝浩教授（今年の優勝の経済効果は872億円とのことです。）が2005年の数字として2053万人と推計したというネット記事を見かけましたが、これは原典にあたれなかったので参考程度ですね。

いずれにせよ、阪神が優勝しました。なので、なんでも許せますね。

＼(^o^)／

F1 は、マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル）が、マイアミ GP→モナコ GP→スペイン GP→カナダ GP→オーストリア GP→イギリス GP→ハンガリーGP→ベルギーGP→オランダ GP→イタリア GP と 10 連勝の後、シンガポール GP は一休みしたものの、日本 GP でまた優勝。これで 16 戦 13 勝となり、勝率は 81.25%。いまだに 2004 年のミハエル・シューマッハーさんの 72.2%を上回っています。

今年は後 6 戦（カタール GP→アメリカ GP→メキシコ GP→ブラジル GP→ラスベガス GP→アブダビ GP）、最後まで熱いレースを期待しています！

角田裕毅選手（アルファタウリ）、2024 年も F1 参戦決定おめでとうございます！レース戦略に恵まれていると言い難い状況ですが、臥薪嘗胆。きっと咲きます！

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)